

香川県最低賃金

働く人も、雇う人も、確認を忘れずに

時間額 **1,036** 円

令和7年10月18日から **66**円 **UP** 前年比

香川県最低賃金の概要

適用を受ける労働者の範囲	香川県の区域内の事業場で働くすべての労働者
最低賃金額	時間額 1,036 円
最低賃金において算入しないことを定める賃金	<ul style="list-style-type: none">① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
効力発生效年月日	令和7年10月18日

※ 最低賃金の適用を受ける使用者は、最低賃金の概要を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければなりません。

香川労働局 労働基準部賃金室 (087)811-8919
労働基準監督署

高松 (087)811-8946

丸亀 (0877)22-6244

観音寺 (0875)25-2138

坂出 (0877)46-3196

東かがわ (0879)25-3137

ホームページは
こちら 

